

## 新潟県医師確保促進支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** 知事は、医療機関における医師の確保を促進するため、医療機関の開設者が人材紹介業者を介して医師を雇用した場合に支払う紹介手数料に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業の認定)

**第2条** 知事は、医療機関の開設者が人材紹介業者を介して医師(既に県内において常勤医師として勤務する者を除く。)を雇用しようとする場合において、その事業計画が補助の対象として適当と認められるときは、当該事業を補助対象事業として認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けようとする医療機関の開設者は、別記第1号様式による補助対象事業認定申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の認定をしたときは、別記第2号様式により医療機関の開設者に通知するものとする。

### (交付基準)

**第3条** この補助金は、次の基準により交付するものとする。

#### (1) 補助対象者

次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。ただし、その開設する病院の医師数が、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第19条第1項第1号に規定する医師配置基準に満たない場合若しくは別紙1に規定する特段の事情があると認められる場合に限る。

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する病院又は診療所の開設者

イ 別紙2に規定する病院の開設者

ウ 新潟県内に所在する基幹型臨床研修病院又は専門研修基幹施設の開設者

#### (2) 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、別紙3の第1欄に定める区分に応じ、第2欄に定める補助対象者が実施する事業について、第3欄に定める補助対象経費の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、第5欄に定める限度額とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた

場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の控除

第4条第3号ア又はイの規定により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除する場合は、第3号又は第4号の規定により算定した額から当該仕入控除税額を控除した額を交付額とする。

**(交付の条件)**

**第4条** この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（次のア又はイに掲げる場合を除き、仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

ア この補助金の交付の申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合

イ 事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部、（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (4) 補助対象者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

#### **（交付申請）**

**第 5 条** 補助金の交付を受けようとする医療機関の開設者は、医師と雇用契約を締結した日から 20 日を経過した日までに、別記第 3 号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

#### **（変更の承認申請）**

**第 6 条** 第 4 条第 1 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 4 号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

#### **（事業の中止又は廃止の承認申請）**

**第 7 条** 第 4 条第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 5 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

#### **（実績報告）**

**第 8 条** この補助金の実績報告書は、別記第 6 号様式のとおりとし、補助対象事業終了後の翌年度 4 月 10 日までに提出しなければならない。

#### **（雇用契約解除に伴う補助金の返還）**

**第 9 条** 医師との雇用契約が、契約締結の日から 1 年未満で解除された場合には、別記第 7 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、交付された補助金の全額の返還を命ずるものとする。

#### **附 則**

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成 22 年 9 月 15 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

<別紙 1 >

- 1 医師の退職や休職等があり、これを補うために医師の確保を図る必要があるとき
- 2 特定の診療科で医師が不足しており、当該診療科の医師の確保を図る必要があるとき
- 3 短時間正規雇用、交替制勤務の導入又は宿日直回数の減等、勤務環境改善を目的とした医師数の増が必要であるとき
- 4 診療体制の拡充や研修体制の充実等、新たに医師を雇用する必要性が生じたとき
- 5 その他、知事が特に必要と認める事情があるとき

<別紙 2 >

- 1 救急医療対策の整備事業について（昭和 52 年 7 月 6 日医発 692 号厚生省医務局長通知）別添救急医療対策事業実施要綱に定める次の事業を実施している病院の開設者
  - （1）病院群輪番制病院運営事業
  - （2）共同利用型病院運営事業
  - （3）小児救急医療拠点病院運営事業
  - （4）救命救急センター運営事業
  - （5）高度救命救急センター運営事業
  
- 2 災害拠点病院整備事業について（平成 8 年 5 月 10 日健政発 435 号厚生省健康政策局長通知）別紙災害拠点病院整備事業実施要綱に定める次の事業を実施している病院の開設者
  - （1）基幹災害医療センター運営事業
  - （2）地域災害医療センター運営事業
  
- 3 へき地保健医療対策事業について（平成 13 年 5 月 16 日医政発 529 号厚生労働省医務局長通知）別添へき地保健医療対策実施要綱に定めるへき地医療拠点病院の開設者
  
- 4 医療法第 4 条第 1 項に規定する地域医療支援病院の開設者
  
- 5 がん診療連携拠点病院の整備について（平成 20 年 3 月 1 日健発第 0301001 号）別添がん診療連携拠点病院の整備に関する指針に定めるがん診療連携拠点病院の開設者
  
- 6 新潟県・新潟市精神科救急医療対策事業実施要綱（平成 9 年 4 月 22 日健第 139 号新潟県福祉保健部長通知）に定める救急指定病院の開設者

<別紙 3 >

1 雇用 区分 ※	2 第3条(1) 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
通 常	ア 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する病院又は診療所の開設者 イ 別紙2に規定する病院の開設者	人材紹介業者を介して医師を雇用した場合に支払う紹介手数料 ただし、医師との雇用契約期間が1年未満の場合は対象外	1/2	136万5千円
指導医	ウ 基幹型臨床研修病院、専門研修基幹施設	人材紹介業者を介して研修の指導医業務も担う医師を雇用した場合に支払う紹介手数料 ただし、医師との雇用契約期間が2年未満の場合は対象外	2/3	182万円

(共通事項)

この表に掲げる紹介手数料は、補助対象者が人材紹介業者との間で締結した医師紹介契約に基づき支払われるものに限り、当該医師紹介契約に定めるものとする。

※ 1 雇用区分の定義

通 常：専ら診療のみに従事する医師を雇用する場合（研修の指導医業務は担わない）。

ただし、指導医区分に該当する医師であっても、雇用契約期間が2年未満の場合は、本区分に含めて取り扱うものとする。

指導医：臨床研修指導医又は専門研修指導医の資格を有する医師を雇用し、当該医師が診療業務に加え、臨床研修又は専門研修における指導医の役割も担う場合。

別記第1号様式

新潟県医師確保促進支援事業補助金

補助対象事業認定指定申請書

番 号  
年 月 日

新潟県知事

様

(申請者) 住所  
名称  
代表者の氏名

新潟県医師確保促進支援事業補助金交付要綱第2条第1項の規定により、補助対象事業の認定を受けたいので、同条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 医師雇用計画について
- 2 医師を配置する医療機関について
- 3 人材紹介業者について
- 4 医師紹介契約について
- 5 紹介手数料について
- 6 その他必要な事項

別記第2号様式

番 号  
年 月 日

様

新潟県知事

新潟県医師確保促進支援事業補助金補助対象事業認定通知書

年 月 日付けで申請のこのことについて、新潟県医師確保促進支援事業補助金交付要綱第2条第1項の規定により、補助対象事業として認定します。

年度新潟県医師確保促進支援事業補助金

交付申請書

番 号  
年 月 日

新潟県知事

様

(申請者) 住所  
名称  
代表者の氏名

新潟県医師確保促進支援事業補助金交付要綱第5条の規定による補助金の交付を受けたいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金 円を交付されるよう申請します。

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額) (交付申請額)  
円 - 円 = 円

記

- 1 雇用契約書の写し
- 2 その他必要な事項

別記第4号様式

新潟県医師確保促進支援事業補助金

変更承認申請書

番 号  
年 月 日

新潟県知事

様

(申請者) 住所  
名称  
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で認定された新潟県医師確保促進支援事業補助金補助対象事業について、下記理由により事業内容を変更したいので、承認されるよう新潟県医師確保促進支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更事業計画の内容
- 3 その他必要な事項

別記第5号様式

新潟県医師確保促進支援事業補助金

事業中止（廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

新潟県知事

様

（申請者）住所  
名称  
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で認定された新潟県医師確保促進支援事業補助金補助対象事業について、下記理由により事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう新潟県医師確保促進支援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 その他必要な事項

年度新潟県医師確保促進支援事業補助金

実績報告書

番 号  
年 月 日

新潟県知事

様

(申請者) 住所  
名称  
代表者の氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた 年度新潟県医師確保促進支援事業補助金に係る事業実績について、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、実績を報告します。

精算額 金 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額) (実績報告額)  
円 - 円 = 円

記

- 1 紹介手数料支払関係書類の写し
- 2 その他必要な事項

別記第7号様式

新潟県医師確保促進支援事業補助金

雇用契約解除報告書

番 号  
年 月 日

新潟県知事

様

(申請者) 住所  
名称  
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で実績報告書を提出した新潟県医師確保促進支援事業補助金補助対象事業について、下記理由により医師との雇用契約を解除したので報告します。

記

- 1 契約解除の理由
- 2 契約内容等
- 3 その他必要な事項

別記第 8 号様式

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号で交付決定を受けた新潟県医師確保促進支援事業補助金  
について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 新潟県補助金等交付規則第 13 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 確定時に減額した仕入れにかかる消費税額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕  
入控除税額（要返納相当額）

金 円

- 4 補助金返還相当額（3 の額から 2 の額を差し引いた額）

金 円

- 5 添付書類

2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等